海の戦後処理に決意新た

戦時遭難船 遺族連合会を結成

太平洋戦争のさ中、本土航路や南方航路で米軍潜水艦に撃沈され、多くの県民が犠牲になった湖南丸や嘉義丸など戦時遭難船船五隻の遺族会連合会がやっと結成された。十九日午後、那覇市楚辺の電電会館で開かれた結成大会には、遺族や生存者ら約三百人が出席、四十年近い空白にそれぞれの思いを深くすると同時に、「海の戦後はまだ終わらない。全員の力で目的を達成しよう」と決意を新たにした。

同連合会に参加したのは湖南丸と嘉義丸のほか赤城丸、台中丸、開城丸の遺族会。開城丸はまだ遺族会が結成されてなく、準備会としての参加になった。

もともと連合会結成のきっかけは湖南丸、嘉義丸、赤城丸の三遺族会の座談会から。遺族会結成のいきさつや苦労を話し合ううち、慰霊碑の建立や遺骨収集などの目的が一致、台中丸や開城丸も加わって連合会の結成にまでこぎつけた。

結成大会は全員の黙とうで開会、結成準備会の又吉久全会長が「みんなの団結でこそ目的は達成できる。皆さんの協力をお願いします」とあいさつした。

遺族の中には孫に支えられて出席したおばあさんも。各船の遭難状況が説明されたときには目頭を押さえた。出席者の一人ひとりが真剣なまなざしでじっと報告やあいさつに聞き入る。

「県民を乗せて遭難した船は三十二隻にものぼる。戦後三十八年たった今日も犠牲者は海底に放置されたまま。私たちは胸がしめつけられる思いです。戦争はあまりにも悲惨で残酷。二度と戦争を起こしてはなりません」。大会決議が遺族一人ひとりの心を代弁しているように思えた。

同連合会は今後、遺骨収集や慰霊碑の建立、遺族補償の実現に向けて街頭行動や市町村議会に対する要請などの連動を進める予定。最初の行動として東京に代表十人を派遣、二十、二十一の両日、厚生省援護局長や沖縄開発庁長官に要請する。

役員は次の通り。会長・又吉久全（赤城丸）、副会長・名渡山兼一（台中丸）、安田英輔（嘉義丸）、赤嶺広吉（湖南丸）、事務局長・大城敬人（湖南丸）。（敬称略）



海の戦後はまだ終わらないと、決意を新たにした戦時遭難船舶の遺族会連合会結成大会

しろなまず
白斑
良薬あり
ご相談下さい
サンエス薬局
安里バイパス通り
84-3888

1983年（昭和58年）6月20日沖縄タイムス

「住民移動は軍命」を明記

戦争マラリア　県の懇話会が最終報告書

犠牲者は「戦病死」

遺族補償、国に要請へ

県生活福祉部懇話会・八重山地域マラリア犠牲者部会（船越銕彌会長）は十日、県庁で第六回会合を持ち、これまでの調査や論議を踏まえて作成された最終報告書を了承した。報告書は、マラリア地帯への住民の移動を「軍命によるものだった」と明確にし、戦争マラリアの犠牲者を「戦地における戦闘協力者の戦病死」と位置づけている。県は報告書をもとに国へ遺族補償の実現を働きかける方針で、三月上旬に大田知事が正式に要請する。



船越部会長、安次富座長から山里部長（左）へ最終報告書が手渡された＝県庁

「戦時中の八重山地域におけるマラリア犠牲の実態」と題した報告書は、①八重山地域における日本軍部隊の展開②八重山郡民の作戦協力③現地部隊の住民対策とその実態④八重山地域におけるマラリアに関する疫学的検討―など五項目をまとめからなっている。

この中で論議の中心となった「軍命」の有無については、臨戦態勢下の特殊な環境で住民行動に対する指揮権限は現地部隊長に握られ、軍政下にも等しい状況と認識。諸記録に照らしても「一般住民の有病地帯への移動が軍命による強制的退去であったことは否定できない」と結論づけている。

そのうえで、戦病死した将兵の多くはマラリアによるものとし、これら軍人・軍属には援護措置が講じられていると指摘。それにもかかわらず「軍民一体の行動で同様の被害にあった一般住民の犠牲者に何らの行政措置もとられないのは、戦争の悲劇を体験してきた県民感情からも納得できない」と立場を明らかにし、国に対して特段の配慮を訴えている。

このほか、当時の軍事関係と特徴点について①戦時中の一定の時期に発生した限性流行病で、一般の風土病とは区別して戦争マラリアと認識すべきの熱帯熱マラリアが主流をなし、他地域と比較して致死率が異常に高い③住民が罹患した第一の原因は、マラリア有病地への強制退去と長期滞在④住民避難対策などの行政的活動も事実上、現地部隊の直轄下にあった。沖縄本島とは根本的に事情が異なる―などを挙げ、現地軍の責任を明確にしている。

報告書は部会終了後、船越部会長から安次富座長昭・懇話会座長を通して山里県生活福祉部長へ手渡された。船越部会長らは「一日も早く犠牲者に補償がされるよう願っている」と要望した。

県はこれを受けて国と事務レベルの折衝を重ね、来月上旬に大田知事が正式に要請する。補償については基本的に援護法の適用を求めていく方針だ。

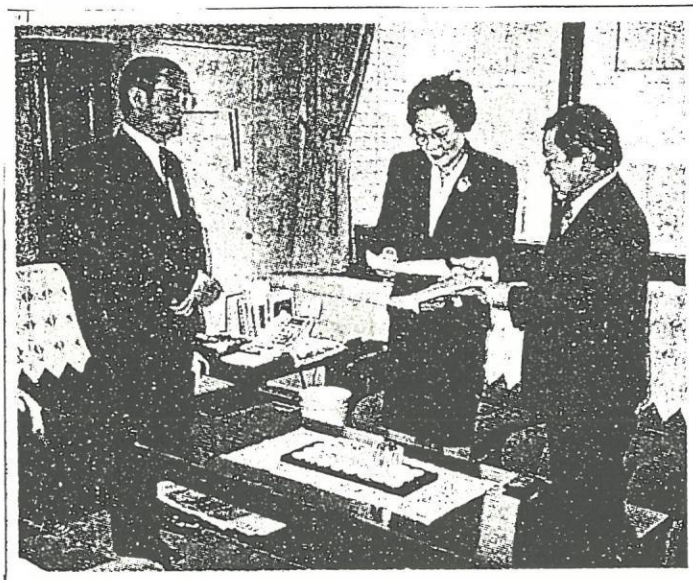
マラリア部会は昨年五月に発足。資料収集や現地調査、米国立公文書館の調査など補償実現へ向けた理論的裏付け作業を進めてきた。これまでに六回の部会と二回の小委員会が開かれた。

1992年（平成4年）2月11日沖縄タイムス

県、政府に正式要請

援護法の早期適用求める

マラリア問題



【東京】戦時中の八重山一の国家補償問題で、尚副知事ら県の要請団が三十一日、厚生省や沖縄開発庁、地域でのマラリア犠牲者へ歴代の厚生大臣経験者、衆参両院沖特委議員を訪ね、国の援護法の早期適用による遺族救済を要請した。

これに対し、厚生省の多田援護局長は、犠牲者が国との特別な雇用関係になかったことを理由に「現行法に当てはまらない」と援護法適用に難色を表明。しかし、今年二月、厚生、沖縄開発庁、総理府の三者で設置したマラリア問題のための連絡会議にふれ、「県は開発庁と緊密に連絡をとってほしい」と検討の余地が残されていることを示唆した。

県は、昨年五月のマラリア犠牲者部会の設置をはじめ、国内外での資料調査、報告書作成など国の明確な責任を裏付ける作業を展開。今回の要請は「戦争マラリア問題の中身を理解してもらう資料がまとまった」（尚副知事）ことを受けたもので、県による初めての正式な要請。尚副知事は、厚生省はじめ政府の姿勢に対し「非常に難しいという印象を受けた」と語ったが、これを出発点として今後政府へ精力的な要請活動を重ねていくことを改めて表明した。

マラリア問題で援護法適用を正式要請する尚副知事＝厚生省・援護局長室

1992年（平成4年）4月1日沖縄タイムス

実態解明が必要

戦時遭難船舶犠牲者問題 検討会が初会議開く

戦時遭難船舶犠牲者の補償問題解決を目指し、県生活福祉部長の下に設置された「戦時遭難船舶犠牲者問題検討会」の初会議が十二日、県庁で開かれた。座長には宮城悦二郎琉大教授が選出され、検討方法や今後の日程などが協議された。来年九月をめどに、何らかの結論を出す方針だ。

会議に先立ち、花城可長生活福祉部長は「一九八二年以来、遺族会から強い要望を受けてきたが、船舶ごとの航行目的や遭難者の身分など、難しい問題がある。検討会の分析を踏まえ、県の方針を検討したい」と、委員の協力を求めた。

委員は大学教授や戦争経験者、弁護士、遺族など八人。宮城座長は「戦時遭難船舶の問題は、戦後処理問題でも非常に難しい」と話しつつ、各委員の努力を要請した。

この問題については、遺族会調査が行われているほか、県も「平和の礎（いしじ）」刻名のため調査をスタートする。検討会では、「そのほかにも調査すべき部分がある」として、実態調査の必要性を確認したという。場合によっては、国外調査も実施する考え。

沖縄関係の遭難船舶は三十二隻で、約四千四百人が犠牲になったといわれるが、調査によりさらに増える可能性を指摘する委員もいたという。次回会議は年明けになる見込み。

同検討会は、実相解明を求めてきた戦時遭難船舶遺族会（又吉久全会長）の要望にこたえる形で設置された。遺族会が結成されて今年で十年になる。

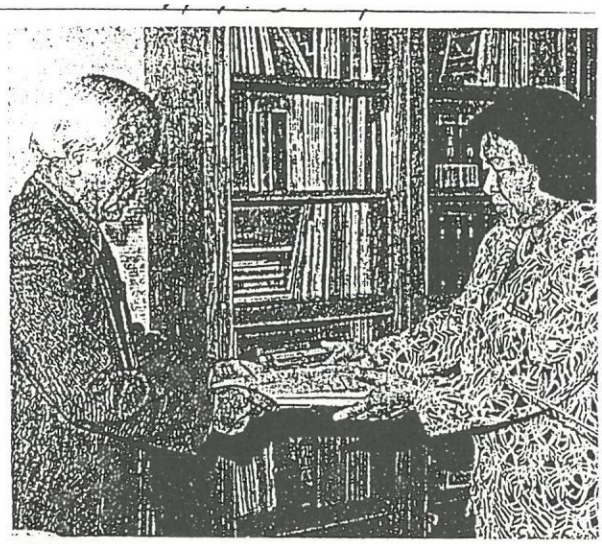
1993年（平成5年）11月13日沖縄タイムス

戦時中の海上犠牲で報告書

危険海域往来は国策の一環

遭難船舶問題検討委

戦時遭難船舶犠牲者問題検討会（座長・宮城悦二郎琉大教授）が二十九日夕、県庁で開かれ、戦時中の海上犠牲者について国家補償を求めることの理論的根拠を柱とした報告書をまとめ、安里和子県生活福祉部長に提出した。宮城座長は「報告書を活用し、同問題の解決促進を図ってもらいたい」と要望し、安里部長は「報告の趣旨、内容について三役にも説明、県の方針をまとめ問題解決に努力したい」と述べ、国に対して補償実現を要請する考えを示した。



安里部長（右）に対し、海上犠牲者の国家補償を求めるべきとの報告書を提出する宮城座長＝県庁

遺族会、速やかな対応を

「県、国に補償要請へ」

遺族会の代表として検討会委員に加わった大城敬人戦時遭難船舶遺族会事務局長は、報告書を「大きな一歩」と評価するとともに「遺族は非常に年老いている。できるだけ速やかに報告書を県の意思として政府に提出してもらいたい。遺族会としては援護法の適用にはこだわらない」と述べ、何らかの遺族補償実現に向けた県の早急な対応を求めていた。

報告書は、県関係の犠牲者三千四百五人のうち「約九百人は一切の援護を受けていない」とし、また既に見舞金や給付金など何らかの援護措置がなされた人たちも「対馬丸の疎開学童に対する特別支出金を唯一の例外として（陸上の場合と比べて著しく不利な条件に置かれている」と指摘。「陸上における『戦闘協力者』に準じた観点に立って、戦時遭難船舶犠牲者全般に対し、補償問題の抜本的な解決の方法を図るべく特段の配慮を期待したい」としている。

戦時遭難船舶犠牲者問題については「沖縄が離島県であることから発生した戦争被災の一部で、極めて地域性の強い被災例である」と沖縄の特異な問題と定義。国家補償を求める根拠として「一般県民の足であった船舶のほとんどは国の一元的管理の下に置かれ、厳しい渡航制限が行われ、県民が戦場化した危険海域を往来すること自体が基本的には国策遂行の一環であった」「乗船を許可された者は何らかの意味で時局国策と合致する目的を持つ者に限られていた」などとし、犠牲者は沖縄作戦の延長線上にあることを強調している。

第一千早丸、第五千早丸の遭難学童についても、対馬丸と状況は何ら変わらないとし、対馬丸の疎開学童に対する特別支出金の支給に準じた処遇がなされるべきとの考えを示している。

1995年（平成7年）3月31日琉球新報

戦争マラリア

見舞金に対応は当然

与党、政府に予算化を要請

【東京】八重山の戦争マラリア問題について、与党戦後五十年問題プロジェクトチームの三座長は二十五日、五十嵐広三官房長官を訪ね、基金を設けて慰藉（いしゃ）事業を行うこと、を骨子とするプロジェクトの合意事項を伝えた。事業内容については、プロジェクトの論議に配慮した政策を策定するよう求めており、事実上「見舞金」的な対応を迫るものとなっている。基金の規模、運用、事業内容などは今後、沖縄開発庁を中心に論議される見通しだ。

この日は、午後一時から与党の政策調整会議が開かれ、プロジェクトの合意内容が了承された。それを受け、上原康助（社会）虎島和夫（自民）荒井聰（さきがけ）の三座長が、官邸に五十嵐官房長官を訪問。合意内容を伝えながら、基金の規模や事業内容などを策定する場合は、与党の合意事項を的確に留意するよう申し入れた。

与党は、慰藉事業に関する予算を一九九六年度概算要求に盛り込むよう求めている。基金の規模、運用、事業内容など具体的な内容は、政府が策定することになる。

申し入れの中に、「見舞金」は明記されていない。政府は、個人補償につながるかたちの措置には難色を示し続けているが、社会党の上原座長は「中身には当然、それ（見舞金）も含んでいる。事業内容も政府に任せきりではなく、与党が監視する」と述べた。

解説　げた預けられた開発庁

八重山の戦争マラリア問題は、与党戦後五十年問題プロジェクトの合意内容が政府に申し入れられたことで、今後は慰藉事業の具体的な中身をめぐって、沖縄開発庁を中心に論議が進められることになった。焦点は、遺族が求め、県が後押ししている「見舞金」が実現するかどうかだ。

事業内容などの策定は政府に求められているが、中身は一任ではなく「与党が監視する」（上原康助氏）という。政府が「見舞金」的なものを事業に盛り込まなかった場合、突っ返すこともありうるという強い姿勢だ。

現行法を盾に「個人補償は難しい」としてきた政府。しかし、与党からは、遺族に「見舞金」的なものを与える形で決着させる方法が示された。開発庁は一応、げたを預けられた形になってはいるが、実際は与党が敗いた〝レール〟の上を走ることが迫られている、といえる。

開発庁がどういう理由で、どういう形の施策を打ち出すのか。与党の合意事項に条件を付けた遺族組織が、開発庁の出す結論にどう対応するか、が注目される。（東京・武富和彦）